

インターネットでのお申し込み

区のホームページからお申し込みいただけます。
「三軒茶屋一丁目地区 街づくり」で検索するか
右記コードよりページにアクセスしてください。



電話又はFAXでのお申し込み

世田谷総合支所街づくり課までご連絡ください。
ご連絡先はページ下部「問い合わせ先」をご覧ください。

お申し込みの必要事項

申込みの際は、以下の事項を
お知らせください。

「氏名」
「連絡の取れる電話番号」
「参加を希望する開催日」

定員30名程度(先着)

お申込み締切日

7/23
(火)まで

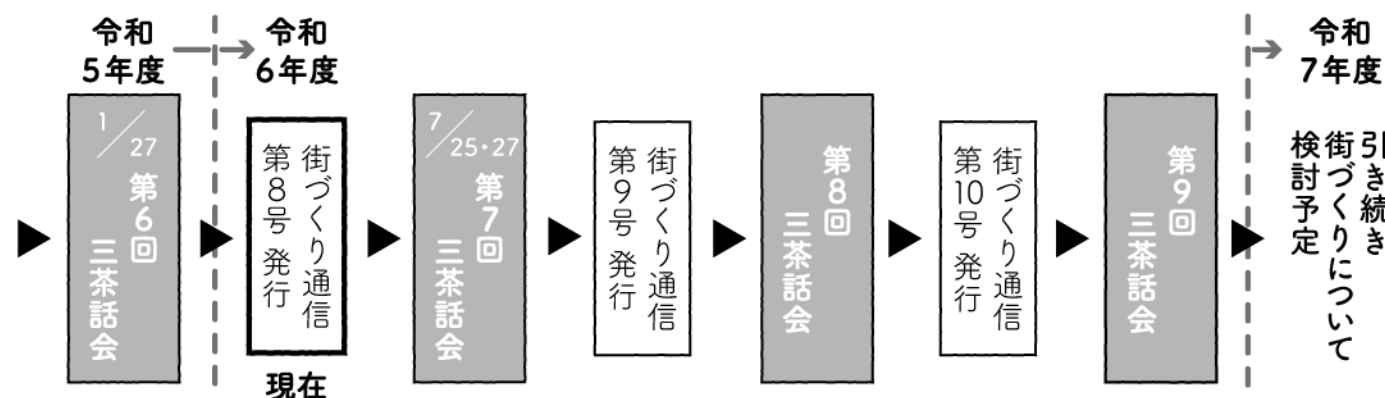


会場案内図(世田谷区太子堂1-14-20)



今後の予定

今年度も引き続き、地域のご意見をいただきながら、より具体的な街づくりの検討を進めていきます。



問い合わせ先

世田谷区世田谷総合支所街づくり課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27(西棟2階)
電話 03-5432-2872(直通) FAX 03-5432-3055



区HPの二次元コード

三軒茶屋一丁目地区 街づくり 検索

この通信は対象区域にお住まいの方、土地・建物所有者の方に世田谷区からお届けしています。

三軒茶屋一丁目地区 街づくり通信

令和6年7月発行

第8号

世田谷区世田谷総合支所
街づくり課

第7回街づくり懇談会 三茶話会

開催のご案内

7/25(木)・27(土)

2日開催※両日とも同じ内容です。

場所・時間 太子堂区民センター

7/25(木) 第4会議室 18:30▶20:30 (18:15受付開始)
7/27(土) 第1会議室 9:45▶11:45 (9:30受付開始)

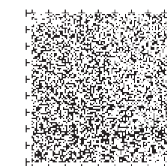


- 前回に引き続き、三軒茶屋一丁目地区のみらいの街を描きます！
- 今回は「商業住宅複合ゾーン」「住宅ゾーン」を対象に“こうなったらいいなあ”という街並みを考えましょう！

ドリンクコーナーをご用意！

好きなドリンクを飲みながら、
会話も弾みそう♪

参加お申込みは
4ページへGO！



「第7回三茶話会」ではどんなことをするのかな？

第1回から第5回三茶話会で決定した「三軒茶屋一丁目地区の街づくりの方向性」で示している「商業住宅複合ゾーン」「住宅ゾーン」のみらいの街並みについて話し合います。

今回検討するゾーン

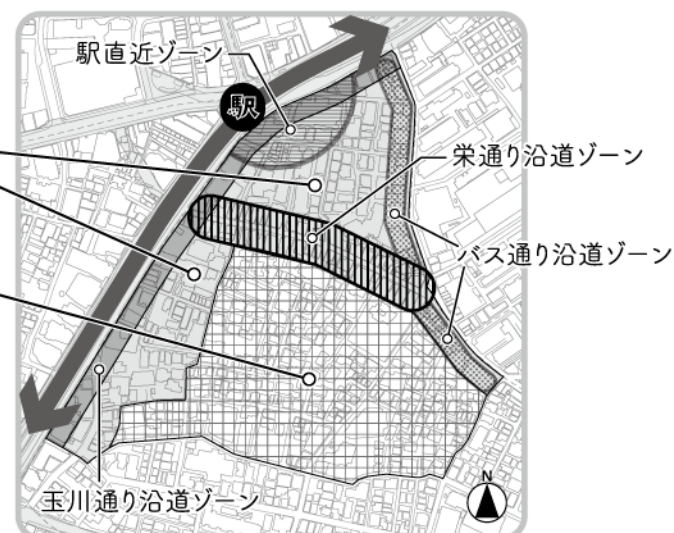
商業住宅複合ゾーン

商業用途の建物と住宅が複合するゾーンです。

住宅ゾーン

主に住宅が立ち並ぶゾーンです。

第7回三茶話会では、2つの住宅ゾーンの
みらいの街並みをイメージし、どのような街
づくりのルールを決めていくべきか話し合
いたいと思います。



検討する内容

栄通りから北側と南側では、以下のように地域の特性に違いがあります。
各地域の特性を踏まえ、北側と南側に分かれてグループワークで話し合います！

地域の特性

栄通りの北側

田園都市線三軒茶屋駅が近く、
主に商業用途のエリアですが、
マンションなどの住宅も建ってい
るという特性があります。

都市計画で
「近隣商業地域」という
商業用途の地域に
指定されています

栄通りの南側

南側は、ほぼ住居専用地域となっ
ていますが、玉川通り側が商業用途
の地域に都市計画で指定されてい
ます。

「近隣商業地域」に
指定されています

地域の特性や
隣接する地区の
街づくりのルールを
参考に、みらいの街
並みについて話し
合いました！

都市計画で
「第一種中高層住居専用地域」
という住宅用途の地域に
指定されています

グループワークの内容

三軒茶屋一丁目地区には、隣接する地区のよう
な街づくりのルールがまだありません。
グループワークでは「街づくりの方向性」の実現
に向けた街づくりのルールを提案いたしますので、
皆様からのご意見をお聞かせください。
より良い街づくりのルールを一緒に考えましょう！

どんなルールがあると
よいのかな？

前回の三茶話会の内容について

第6回 パズルでみらいの街を描こう！

令和6年
1月27日(土)
参加者13名

街づくりの方向性について確認をし、実現するための「具体的な街づくり
の手法」を検討しました。またグループワークではみらいの街並みをパズルを使っ
て考えていきました。

3つの沿道ゾーン

玉川通り沿道ゾーン

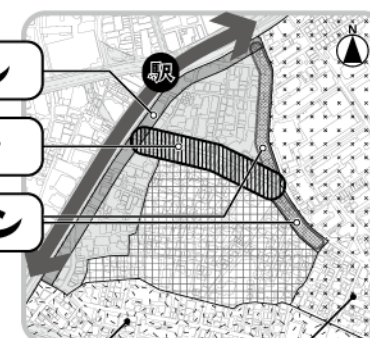
栄通り沿道ゾーン

バス通り沿道ゾーン

隣接する地区

旭小学校周辺地区

都営下馬アパート周辺地区



三茶話会の様子



隣接する地区の街づくりのルールを確認し
ながら、本地区のルール(壁面の位置等)につ
いてパズルを使って考えました。

沿道ゾーンのみらいの街

～玉川通り、バス通り～

玉川通りは通行量に対して歩道が狭く、バス通りは歩道がないのが
現状です。

「街づくりの方向性」において、玉川通り、バス通りともに「安全に歩
行できる通行空間の形成」が方針であることと、隣接する地区では通
行空間形成等のため建物1階部分の壁面を0.5m後退して建築する街
づくりのルールがあることから、玉川通り、バス通りにおいても同様のル
ールを設けることについて検討しました。

詳しい内容は区の
ホームページで
ご確認ください。

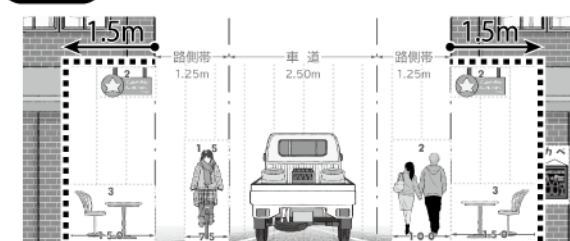


～栄通り～

「街づくりの方向性」で示されている、にぎわいがあり人々を引き込む魅力ある商店街の実現、街並みや
歩行環境に配慮した看板や軒先空間の形成等について、パズルを組み立てながら検討しました。

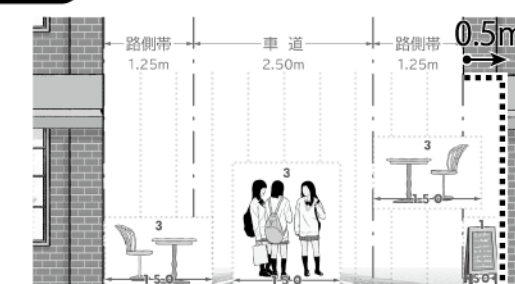
また、栄通りは現在16時から18時で交通規制を行っているため、交通規制時間内と時間外の2パター
ンを話し合いました。以下に、検討結果の一部をご紹介します。

意見1 グループワークA班 交通規制時間外



- ・建物1階部分の壁面1.5mの後退
- ・後退部分に椅子テーブルの配置
- ・看板は壁掛けか吊り看板にし、
頭がぶつからないよう高さを制限する 等

意見2 グループワークB班 交通規制時間内



- ・建物1階部分の壁面を0.5m後退し、
看板等の設置
- ・路側帯に椅子テーブルの配置 等